

# 成唯識論本文抄所引の肝心記佚文

## 三 保 忠 夫

成唯識論本文抄四十五卷は、大正新脩大藏經第六十五卷統論疏部第三に収められている(四〇三頁——七九五頁)。

この本文抄には、第二項、資料一—六に掲げる如き「肝心云」・「肝心記云」という引用がある。引用文の中には、僅々一条ながらも漢字の音義注・和訓(資料一)、及び宣命書がみられる(資料一—四)。

本稿は、右が、奈良時代末期の秋篠寺善珠によって撰述せられた成唯識論疏肝心記の佚文であることを指摘し、その国語史研究資料としての意義を考えようとするものである。

### 一 本文抄について

本稿の依拠する本文抄は、前掲の大正藏本である。これは、薬師寺藏写本を原本とし、正応四年写深草善福寺藏本・東大寺藏本を、夫々、甲本・乙本として校異を示すものであるが、筆者は、未だ原本も、又、その他の古写本(注1)も実見していない。その為、以下に、問題がより複雑となり、或は立論に誤りが生じたりすることを恐れる。時を俟って、正確を期する所存である。

本文抄とは、橋本凝胤師(仏書解説大辞典)によれば、次の如く

である。即ち、当書は、その書名の示す如く、成唯識論十卷の主要論題を抜き出して、「本論に関係ある諸種の經論章疏より本文を摘出引證して所立を成したもので、古來斯の如き書物は講問論義の發達に伴ひ平安朝以後に編纂せられたもの」であると。

事実、本文抄に引用の經論抄疏は、唯識学研究書、次いで唯識学派の学説構成の所依とする六經十一部論(注2)が多を占める。

本文抄に所見する人物は、印度・西藏・中国・新羅・日本の各地にわたる。これにつき詳しく記せばきりがないので、以下には、日本に於ける人物だけを掲げる。日本仏教史に於ける本文抄の位置は、恐らく、ここに最も端的に物語られるであろう。

注 1. A. V. の中は割注で表記せられているものである。以下效此。

信観(成唯識論記)

信行(「大般若音義第一云 A. 元興寺信行撰 V.」)

護命(大乘法相研神章五卷、成唯識論疏解節二十卷、他)

明詮(「枢要明詮記第一 A. 種姓義所 V. 云」、「因明疏上云(中略) A. 已上裏書也 V.」、「明詮記云」、「明詮導本云」。

「明詮導本云」。

「明詮導本云」。

平備(「平備記云」・「平備云」)

善珠（成唯識論了義燈增明記四卷、成唯識論分量決一卷、因明論疏明燈抄十二卷、梵網經略鈔、法華經肝心一卷、「肝心云」・「肝心記云」へ後述）

昌海（「唯識私記第五云へ十卷」）

常騰（成唯識論了義燈抄七卷、注仁王經、他）

行賀（成唯識論論記三十卷・「金議」・「論議」）

漸安（「法相燈明記云へ沙門漸安集本師義」）（注4）

これらの僧は、奈良時代末期から平安時代初期に位置するもので、孰れも法相宗学侶である（右「」は所見のまま）。信叡・信行・護命・明詮・平備は、南寺伝の元興寺、善珠・昌海・行賀は北寺伝興福寺、常騰は行賀と同学にして大安寺・東大寺に住した。

仲算（「松室私記」、「賢聖義私記第三云へ松室」）、他）

真興（「唯識義六卷私記云」・「六卷私記第六へ子鳥」）云・

「二乗之果比量私記へ子鴻」）云、「一乗義私記下云へ子鳥」）云・

島」）云・「子鳥大般若抄云」、他）

明憲（「三類境私記中卷へ明憲」）云、「（注5）」

親理（「十五卷私記へ親理作」）第十二云）

源信（「因明注釈中卷云へ源信」）、「源信僧都唐決云」）

最行（「集解へ最行撰」）云）

これらの僧は、平安時代中期以降に位置する。興福寺松室の仲算（承平五―貞元元年）には、四分義極略私記（松室私記）の他、成唯識論記五卷の著がある。薬師寺には、伝仲算筆の法相宗賢聖義一卷・成唯識論了義燈第四の一帖が現蔵せられている（注6）。その資、子鳥寺真興（承平四―寛弘元年）は、末尾の大般若抄（注7）を以て知られている。興福寺喜多院の明憲（治安年間寂、八十

一才）も、右二者と同じく法相宗北寺系の学僧である。

親理とは、第四十七代東大寺別当、第三代東南院々主を務めた三論宗学僧である（天延二年寂、八十一才）。源信は、天台宗良源の資で、唐決二卷、因明四相相違註釈三卷、他の著がある（寛仁元年寂、七十六才）。薬師寺最行の集解とは、法苑林章表無表章集解二卷（一〇八七年頃成立）であろうか（注8）。

右の他に現今未詳の一群がある（所引は各一例ずつである）。

恩訓（「唯識義私記第一云へ薬師寺恩訓上徳御伝也」）

善隆（「新撰義鏡抄へ西大寺善隆集」）云）

鹿俊（「究竟論補闕へ鹿俊鈔三論宗也」）作比量相違云）

高覚（「答、（中略）釈給如何相違乎へ高覚為之」）

慶順・孝仁（「慶順抄一同之、行賀真興同之、明詮記所引孝仁

平備亦存成仏義」）

孝仁は奈良時代末法隆寺学僧であるが（注9）、他は未勘である。ともあれ、以上の如く眺めくると、大勢は法相宗に帰属すると知れる。ときに三論宗・天台宗の僧を見出すが、興福寺・元興寺・薬師寺・西大寺などの法相宗学僧の員数、或はその引用頻度に遠く及ばない。

さて、かかる本文抄の撰述者には、卓越した法相学者であらねばならぬとして、興福寺の蔵俊が擬せられ（前掲橋本師）、この蔵俊撰述説は佐伯良謙師・深浦正文師も認められている（注10）。

蔵俊は、覚暗・惠暁の資で、菩提院贈僧正として知られる（注11）。著述に、注進法相宗章疏一卷・成唯識論唯量鈔二卷・成唯識論菩提院鈔四卷・因明大疏抄四十一卷などがあり、訓読史に関わるところに於いても注目せられている（長治元―治承四年、七十七才

救)。

撰述時を院政期後半頃とするのは、次の点からも妥当であろう。即ち、本文抄の撰述年代は、先の薬師寺最行の集解あたりを上限とし、左掲の康元二年を下限とすることになるのである。

(1) 明燈抄云(私書入あり これを略す)」

康元二年(一二五七)二月十六日 私書入了 慈信」

(本文抄卷第三十四、大正蔵六八五頁下)

本文中には、これに応じて細字で「以下私書入之」などとみえてゐる。これらは、慈信が本書を書写した際、この章段を中心に補充・増補を施した、その為の注記とみられるものである。従つて、これが下限であるとはいつても、原本撰述は凡そ五十年前後適るものと考えられよう。一方、最行の集解が、流布し、權威を有するに至る時間が凡そ五十年前後と考えられる。

かくすれば、本文抄撰述は、院政期後半頃と推定されるのである。

本文抄には、更に左記二条の記があるが、説明を省く。

(2) 範靈僧正御本」(行間細字) (卷第二十九、六四二頁)

右には、本文中の「△雖無写本追書入之畢」の記が応じてゐる。

(3) 嘉吉三年△癸亥」(一四四三)十月七日於社頭西雜談義屋下藪

分之局終写功果 沙門増専△年二十八」

抑去九月十六日(中略)同二十三日日野一品殿等奉引立五性院

宮攝皇居於△延曆寺△中堂(下略、日野有光反乱・頼末の記)

(卷第三十五、六九三——六九四頁)

範憲とは、興福寺別当を重ねた大僧正で三蔵院に住した(曆応二年寂、九十三才、興福寺別当次第)。慈信(注12)・増専について

は未勘であるが、やはり法相宗の僧と思われる。

——以上、本文抄に関するところである。次項に於ける肝心記の素姓を知る資としたい。

## 二 「肝心(記)云」について

「肝心(記)云」の引用文は、次の点に於いて、まず注意される。

本文抄には、梵語に関する注が数ヶ所ある。しかし、漢字の音注・義注・和訓注は、次に掲げる資料一のみである。又、宣命書は、資料一—四の他は「継徳記云」に一例(注13)があるだけである。かくしてみれば、かかる大部な本文抄に於いて、引用せられた「肝心(記)云」の注釈形態が、他に例をみない非常に特異なものと知られる。

資料を掲げる。「は大正蔵本の改行を示し、文中の○印は大正蔵本校者による中略を示している。

〔資料一〕

論云。故染汚心決定皆与八随煩惱相応而」生。謂憍沈・掉挙・不信・懈怠・逸放・忘念・散乱・」不正知○然此意俱心所十八。謂前九法。(下略)

疏云。論無余心所至不違理教。述曰。(中)略)而説。依此褒貶。雖無論文定許八遍。今」以諸論上下雜有。致此推究。第三總結作如」是説不違教理△文」

肝心云。文依此褒貶△須爾△雖無論文定許八遍」

褒△補高反。野王案褒猶揚美也△貶△碑接反。鄭畜貶過也。

例四貶婦也△褒貶△倭言今云」即偁久太須爾△褒△布高反。相

學季美云云」(本文抄卷第十八、五六四頁中)

〔資料二〕

論云。然此染意相応煩惱（下略）」

疏五本云。論極微細故至永不復起。述曰（下略）」

義演・義蘊可見之

大抄云（下略）」

肝心云。文若許△作波▽龜細△耳▽三界相似便無增」減者。三

界相似者。（下略）」

（卷第十九、五六八頁上）

〔資料 三〕

論云○謂如五識○俱有所依。意識既是六」識中撰。理應許有如

是所依△文▽」

疏云。（下略）」

秘云。（下略）」

世親撰論一云。（下略）」

肝心云。文復云謂如五識必有△何兩信之▽眼等△比」二之失▽

増上不共△乃▽俱有所依者。此依基師意」而消文也。（中略）

謂如五識△乃▽必有限等△乃▽増」上不共俱有所依。故彼疏云

△云云▽」（卷第二十、五七九頁下）

〔資料 四〕

論云。若所留身有漏定願所資助者。（下略）」

疏云○小乘福資入定通有無漏。今者大乘」捨福資身定唯有漏。

此文為證△文▽」

秘云。（下略）」

肝心云。文小乘福△以▽資入定通有無漏。福即捨衣鉢等。又

云。今者大乘捨福資△波▽身△乎▽五△之」天▽唯有漏者。言

捨福者。（下略）」

（卷第三十七、七一〇頁下）

〔資料 五〕

肝心云。疏雖緣真如至不得緣者。東抄云。此」文勢有二解。  
（下略）」（卷第十、四九五頁中）

〔資料 六〕

肝心記云○概要之文。因明疏並疏主説。（下略）」

（卷第十五、五三二頁中）

〔資料 七〕

玄贊私記第七云○此亦示現△云云▽△法花肝心同之▽」

（卷第八、四七三頁上）

本稿資料は、以上の如くである。

「肝心云」と「肝心記云」とは、内容が同じとみられるので同一

書と見做し（注14）、同様の例を拾うと、本文抄全巻の中では都合

三十四例求め得る。この内、四例が、資料一―四であり、他の三十

例は、資料五・六の如く単に漢文を以って注釈するばかりである。

かかる肝心記とは、一体、如何なる書を指しているのであらう

か。

本稿では、これを、善珠撰述の成唯識論疏肝心記八巻であると推

定する。何よりも、前項に求めた本文抄の内容を考慮したい。

唯識学関係書籍の内では、これが最も妥当であらう。又、掲げた

資料群にみる引用書目（説）（注15）は、日本大蔵経唯識論章疏第

二所収の成唯識論疏肝心記零本（巻第一疏第二積）と大同であっ

て、これも右の推定にとって矛盾するものではない。

問題となるのは、資料七に現われる「法花肝心」である（他に引

用なきが如し）。当書は、善珠撰述の法華経肝心一卷（存佚未詳）

であらう（注16）。これが存する為、右一連の「肝心（記）云一と

は、法華経肝心の謂ではないかと疑われるのである。

しかし、資料七は、その文頭に「玄賛私記」とある。定かでないが、これは真興の法華玄賛一乘義私記、或は、基の妙法蓮華經玄賛・惠沼の法華玄賛義決などに関連するものと思う。唯識學関係では、基の大乗百法明門論玄賛といった書もあるが、文尾の「法花肝心同之」と併せみれば、文頭・文尾、共々法華經に関わる注釈書と考えられる。本文抄は、法華經そのものも、「法花經一云△方便品▽」・「法花方便品云」の如くして引用している。

一方、問題とする肝心記の引かれ方は、まず「論云」、次に「疏云」、そして「肝心（記）云」となる。途中に、「秘云」・「世親撰論」などが介入する場合もあるが、成唯識論疏や唯識學構成の論疏を承けて現われるのが、「肝心（記）云」なのである。

以上によって、資料七を除く諸例、合計三十四例は、善珠撰述の成唯識論疏肝心記からの引用であると認められる。

善珠について繰返せば、彼は、興福寺玄昉の資であり、大和秋篠寺を創した。北寺伝正統派として多くの著述を遺したが、唯識學のみならず、因明學・華嚴學他にも精通していた当時の一大學匠である。延暦十六年（七九七）七十五才で寂す（僧綱補任抄出、上）。

### 三 肝心記佚文について

右に認定した成唯識論疏肝心記の引用文を、肝心記佚文と称する。

肝心記佚文は、以下の如き國語史上からの批判にも堪え得ると思う。國語に關与する資料一―四を中心にして検討を試みる。

第一点 宣命書のみえること（資料一―四）

この点は、前出日本藏本（零本）と同様で（注17）、この限り

では問題はない。善珠は、注釈を行うに、宣命書をも試みたことのみらる。

先の平備の著にも宣命書が指摘され、管見ではその最勝王經羽足（大正藏第五十六卷所収）に次の如き例を見出す（注18）。

真如理体是無為功德義相之本体△止之氏▽持自性不失。

例は一に留まらない。平備には、法華經音義二卷の撰述もあり、又、図書寮本類聚名義抄には平備云として、和訓三例が引用される。

善珠にしても平備にしても、同じく八世紀末の法相學者である。右により、少なくとも当時の同宗に於いては、宣命書という表記形態による仏書注釈方法が存したとみるのも可能であろう。

第二点 「野王案」とみえること（資料一）

善珠の注釈書、成唯識論述記序釈他には、玉篇が多く引用せられているという指摘が、白藤礼幸氏によってなされている（注19）。そこには成唯識論疏肝心記の検討はなけれども、善珠が玉篇を座右にしていたことを考えれば、ここに、その引用があってもよかる。

今、篆隸万象名義（崇文叢書）によれば、次の如くみえる。

褒 △補高反揚美也昇進也▽

（原本に楊）

貶 △碑檢反減也墜摩損也▽

（原本減は二水）

肝心記佚文の「褒」の音注義注は、右とよく通じているが、「貶」の音注「碑接反」は「檢」の誤写であろう。次の大治本玄心音義所引には「檢」とあるが、六波羅蜜經積文及び篆隸万象名義には「檢」とある（大広益会玉篇卷第二十五）「碑檢切」、念の爲。

褒貶 △補高反下碑檢反案褒揚美也貶退也▽

(大治写本玄応音義卷第二十五阿郎達磨順正理論卷第十、注20)

貶黜 ▲上玉碑檢反鄭玄曰減也毛詩伝曰墜也韓詩曰摩也何休曰損也下玉勅律反范滂曰黜退也安国曰黜絶也杜預曰黜減損又曰黜猶放也説文既下也広雅黜去也▼(墜の阜は予、減は二水)

(神田喜一郎博士藏大乘理趣六波羅蜜經釈文卷三、三一頁)

肝心記佚文「貶」の義注「鄭音貶過也(例四貶帰也)」にも誤写があるらしいが、少なくとも「畜」は「玄曰」とみるべきで、これによって、肝心記佚文は、玉篇に直に当たったという可能性をいよいよ増してくる(玄応音義とは無縁であろう。尚、恵琳の一切経音義・希麟の統一一切経音義に引く鄭玄関係の注文中「貶過也」なし)。肝心記佚文の「褒布高反……」は、切韻系のもでもない如くで、何を出自とするか、筆者には未詳である(注21)。

### 第三点 和訓注(資料一)

まず初めに、「倭言今云即、偁久太須爾」に誤写ありとみて、「倭言合云阿、偁久太須爾」と訂する。筆写体に於ける「今」「合」「令」が誤認され易いこと、例がなくはない。意味上からも「合云」とありたい。後掲名義抄の「朱肝心記云合云」は例証となる。「即」を「阿」と訂する積極的な根拠はないが、和訓の意味を考え、類似する筆写体を求めれば、常用的な仮名「阿」が妥当の如くである。

善珠の注釈書に和訓(万葉仮名表記)のみられることについては、諸先学の御指摘がある。又、注記の「倭言」(その意味及び時代性)についても、築島裕博士(注22)の言及に委ねてよいであろう。

この和訓は、まず何よりも、原漢文に即した訓読上の形を示して

いる点で、看過しがたい。

先に、中田祝夫博士・白藤礼幸氏によって、述記序積の和訓の内にも、訓読した文脈の上での形を示すものがあるという指摘があった(注23)。それを承けて築島博士は次の如く述べられる(注24)。

まさしく奈良時代末期に漢文の訓読が行われていたことの明証であり、また同時に、この訓注が、訓点記入の前段階の訓読表記の一形式としても注目すべきものである。

今ここに、肝心記佚文の当例を加えれば、かかる訓読上の語形は、単一文獻(述記序積)に留まるものではないということになる。

当例は、前行の宣命書と呼応している点でも注意される。これは、述記序積にもみられないところで、訓点記入により近い形態である。

### 第四点 国語に於ける仮名遣い

資料一の和訓「即(阿)偁久太須爾」の仮名「偁」は、濁音ゲの乙類である。

濁音仮名であることは、小川本新詠華嚴經音義私記の「鬚髻」(卷六)の和訓「倭云加末智乃比偁」を類例とする。

次に、それが乙類であることは、右の例の他、前掲の六波羅蜜經釈文の「鬚髻」の和訓「倭言比氣」、万葉集の「比宜可伎無而」(巻五・八九二)などによって知られる。

一方、和語アゲクタスニのゲが乙類であるべきことは、橋本進吉博士の示される法則(注25)、及び古事記歌謡「爾斯布岐阿宜(氏)▼」(真福寺本・下三才3)、万葉集「都美安氣可伎奈泥」(巻二十・四四〇八)などによりて知られる。

かくして、佚文に於ける仮名遣いは誤用でないということになる。

参考として、述記序釈の場合がある。ここでは、中田博士により、ケ（計・氣）に兩類の別が認められている（注3文献、九〇五頁）。

アゲクオスニのタは、万葉集の「久多志須都良牟」（巻五・九〇〇）等から推せば清音であり、よって「太」は清音の仮名となる。

以上の他に、資料二——四の宣命書がある。だが、これらには誤写があるらしく、意味が定かにとらえられない。

その内、資料三は「有△阿留倍之▽眼等△比止之久▽」と訂すべきであろうか（筆写体の類似による）。かく訂正した場合、助動詞ベシのべ、仮名「倍」は乙類であるので、これも亦、誤用でないといえる。形容詞ヒトシは、現今、上代文献に於ける仮名書例が見出されておらず、同語の仮名遣い（甲類乙類）がわからない。為に、右佚文の正誤を問うことができない。しかし、むしろ逆に、この佚文によつて初めて、右形容詞は「ヒ（甲）ト（乙）シ」という仮名遣いであると知られることになる（比は甲類、止は乙類）。この結果は数詞「一（ヒト）」と右形容詞が同根であるとする説に一致している。

但し、誤写の訂正の上に立つこと、又、述記序釈ではトの仮名遣いに混用があること、により、右の結果は幾分割引かれるのである。この点、更に資料を求めて検証する必要がある。

ところで、日本大藏經所収の成唯識論疏肝心記の宣命書には、助詞イが認められると指摘されている（白藤氏、注17文献）。肝心記佚文ではそれが認められないが、このことは、肝心記佚文が善珠撰

述のそれであるということと、支障たり得るものではない。

以上の如くして、資料一——四にみるところも善珠の手になるものと認められるのである。認めて後、諸点にその価値が問われることになるが、その内のある程度は、右の検討の過程に於けるところと重複する。左記には、それらとは別に、名義抄に関する意義付けを試みる。

#### 四 名義抄との関わり

図書寮本類聚名義抄に、善珠撰述の注釈書からの引用があることについては、諸先学の言及がある。

次の如きものから、音注・義注・和訓が引用されているのである。

A	因明論疏明燈抄	義注	1項
B	成唯識論義燈增明記	義注音注	1項
C	成唯識論述記序釈	義注和訓	1項
D	成唯識論疏肝心記	和訓	1項
E	「肝心記」	和訓	1項
F	「善珠」「珠」「朱」	義注	2項、和訓
G	「善朱同異云」	和訓	26項

右のA——Cと、大正藏本他のその活字翻刻本との対照・確認は吉田金彦氏（注8文献）の示されるところに委ねるが、問題はDの場合である。名義抄には次のようにある（声点を省略する）。

発——（心）朱肝心記云云去々呂於去須△識疏▽（二三六三）

ところが、現存零本（日本大藏經本）には、この和訓はもとより、和訓が全く存在しないこと、諸先学が指摘され、且つ落胆せら

れているとおりである。現存本が、後世の転写本であることも災となつてゐるのであるが、和訓が一例も認められない限り、前掲Dを批判することはできない。

ここに、肝心記佚文の意義の一がある。肝心記佚文は、原本に於ける和訓の实在を物語っているからである。

又、本文抄に於いて、法華經肝心は「法花肝心」と称され、成唯識論疏肝心記は「肝心」・「肝心記」と称されていることから推せば、前掲Eは、同様、成唯識論疏肝心記からの引用である可能性が大きい。圖書寮本類聚名義抄は、やはり法相宗学僧の撰述になるものとみられ、ここに所見の人物及び引用文献は、第一項に述べた本文抄の場合と大きく重なつてゐるのである（尚、F・Gは未詳）。

第二点は、資料一の和訓「アゲクタスニ」であるが、これもやはり名義抄に引用せられた可能性がある。とはいへ、圖書寮本にはこれを見出し得ない。見出せないのは、同本が零本である為である。

観智院本には、次の例がある（\*印クタスに声点「上上〇」）。

貶 ▲兵儉反（中略）\*クタス ソシル オトス▽ 褒貶  
▲アゲクタスニ▽ （仏下本十七）

この和訓は、連語としての訓であり、漢文の訓読に即した形でもあるから、恐らくこれが先の「倭言」であろうとみうける。訓法「褒グ」も意識的なもので、名義抄の時点に於いては古訓の一ではなかつたか、観智院本他の条（法中一四八）には収められてはいない。石山寺本大唐西域記長寛元年（一一六三）点には次の例がみえるが、

淑<sup>ヨ</sup><sup>ア</sup><sup>ク</sup>匠<sup>シ</sup>シキ（を）褒<sup>ア</sup>ゲ<sup>ク</sup>貶<sup>シ</sup>、（下略）（巻第五、九六行）

（中田博士、注3文献訳文篇、六一一頁）、この訓点は一般の訓点本とは異なつた特異な性質を備え、その一に日本書紀古訓と類似する如き古態が指摘せられてゐる（注26）。

尤も、前掲の玄応音義他で知られる如く、「褒貶」という語は肝心記のみに存在するのではない。とすれば、名義抄の右和訓は、肝心記以外の何物かを出自とすることも有り得よう。即ち、右に述べたことは、可能性があるということに留まらざるを得ない。

同一の連語は、圖書寮本にも存する。これは玄応音義を引用したものであり、且つここには和訓が付されていない。

褒讚 ▲応云補高反案——猶揚美之也進也▽ 褒貶 ▲応云補高<sup>マ</sup>揚美也昇進也▽ （三三二一六）

右が、たとえ可能性の域に留まらうとも、名義抄の一和訓の出目、及びその和訓の原年代を追求する上で、肝心記佚文は参照せられてよいであらう。

尚、名義抄圖書寮本では不可能でも、観智院本で跡付け得るといふ和訓の伝承関係は、梵網經略抄の場合にも認められてゐる（注27）。

### むすび

第二項冒頭の資料を中心にして、まず、本文抄について述べ（第一項）、次いで「肝心（記）」云とは秋篠寺善珠撰述の成唯識論疏肝心記の謂であることを述べた（第二項）。資料一——四にみるところも、これに相応するものと知られ、肝心記佚文は、国語史諸点に於いて意義を有してくとみうける（第三・四項）。

残る問題は、次のものである。即ち、現存する当代注釈書に於け



る和訓は、善珠のものに限って見出される。又、彼の著に於ける宣命体の記述は、肝心記に限って見出される。筆者にとって、これらの点は未だ十分に説明し得ない。

右を今後の課題として、本稿のむすびとする。(昭48・7・3)

注1 「国書総目録」によれば以下の写本がある。——大谷(巻四

之一、正文元写一冊)、大正・高野山光台院(寛文二二写七冊)真福寺(鎌倉時代写)、東大寺(「唯識論第一卷本文抄」、正応四実乗写一冊)、薬師寺(「第一卷本文抄」、六冊)(三冊)。

2 「唯識論引証六經十一部論」大正蔵第六十五卷、三二五頁。

3 裏書とは、因明發斷裏書・因明入正理論義纂裏書・因明大疏裏書などが想定される。導本については左記参照。

中田祝夫「古点本の国学語的研究」総論篇、六六五頁。

築島裕「成唯識論の古訓法について」国語と国文学、昭44・10。

4 引用内容は、大正蔵第七十一卷所収の法相燈明記一卷の冒頭部と一致するが、大正蔵本には「慚安集」とある。尚、同本奥に「弘仁六年(八一五)十月維摩会時記」とある。

5 本文抄では、「総聊簡章周記」も頻繁に引用されている。明憲の物料簡私記との関係如何。

6 中田博士、注3文献、三一頁。

7 最近の研究に、築島博士に「真興撰大般若経音訓について」

(長沢先生古稀記念国書学論集、昭48・5)がある。

8 日本大蔵経戒律宗章疏一に収めるが、この推定は吉田金彦氏「国書寮本類聚名義抄出典攷(上)」(訓点語と訓点資料二輯)に效う。

9 行信の資で、勅撰法相宗章疏目録に「因明論疏記三卷 法隆寺

孝仁」とみえる。因明に通じ、斑鳩寺流の祖とされる。又、世に

いう行信発願經二千七百卷は、行信の遺志を承けた仁孝が、神護景雲元年九月五日、書写したものであるとされている(堀池春峰

「平安時代の一切経書写と法隆寺一切経」南都仏教、第二六号)

10 深浦正文「唯識学研究」上巻、三九九頁。

佐伯師説は、結城令聞「唯識学典籍志」四五二頁に所引。

11 本朝高僧伝巻第十。

築瀬一雄「法相宗相承血脉次第」南都仏教、第二六号。

12 興福寺別当を重任した法務大僧正大乘院慈信(正中二年八一三二五)寂、六十九才、興福寺略年代記)は別人の如し。

13 「維徳記云〇言相義也。(中略)義相之相者。一影像色上△爾〇心王作一色総相也。(中略)。問。別相之相云義相者可

爾。何故総相△平△佐倍〇云義相耶。答〇心王△波〇背境△加〇別別之義相△乎〇総倍持△天流〇義相△乎〇取故相△乎毛〇云義相也△云云〇」(本文抄巻第二十二、大正蔵五九三頁上)

14 例えば、勅撰法相宗章疏目録では「肝心八卷」、東域伝燈目録では「肝心記八卷」とある如く、「記」の有無はゆれている。

15 智周の成唯識論演稿、基の成唯識論掌中樞要・成唯識論疏、靈泰の成唯識論疏抄、成唯識論北京抄、成唯識論東京抄、西明寺円

測などの書及び説がそれである。

16 勅撰法相宗章疏目録に「同経(妙法蓮花経)肝心一卷 興福寺善珠撰」、東域伝燈目録に「同経肝心一卷 善珠撰」とみえ、法華開示抄などにも「法華経肝心義云△善珠〇問。此経(下略)」

(巻第二、大正蔵第五十六巻、二六九頁下)とみえる。

17 白藤礼幸「上代宣命体文献管見」国語研究室、第六号。

18 東域伝燈目錄に「同(最勝王經)羽足一卷(平備)」とあるが、

この右肩に細字で「倭問答」或は別本に「問答、和」と注する。

この注は同羽足に宣命書の存すること関連するかもしれない。

19 白藤礼幸「上代文献に見える字音注について」(一)茨城大学人文学部紀要文学科論集、第二号。

20 この注文につき、恵琳音義所収の玄庇音義で「也」が「之」と

あるだけである。後掲の図書寮本類聚名義抄所引の玄庇音義で水

部に「之」字がある。尚、玉篇に関して左記参照。

褒貶 入上保毛又願野王云褒謂揚美之也鄭注礼記云進也説文

衣博褥裾也從衣保声下兵奄反鄭注周礼云貶減也考声黜也説

文貶損也從貝乏声也

21 切韻系韻書には「褒博(博)毛切(反)」「貶方斂切(反)」

の如し。尚、大広益会玉篇に「褒布刀切」。

22 「平安時代の漢文訓読語につきての研究」、九七〇・四一〇頁。

23 中田博士、注3文献、九〇八頁。白藤氏「上代言語資料として

の仏典注釈書」国語と国文学、昭44・10。

24 古田東朔・築島裕「国語学史」、二九頁。

25 橋本進吉「文字及び仮名遣の研究」、一六四頁。

26 築島博士、注22文献、一八二——二一五頁。小林芳規「平安鎌

倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究」、五九二・五九三頁。

27 白藤氏、注23文献。

付記

本稿は、小林芳規先生の御叱正のもとに草したものである。宝月

圭吾先生、築島裕先生、白藤礼幸先生、来田隆学兄からも、種々の

御指導を賜った。ここに記して厚くお礼申し上げる。

— 広島大学大学院学生 —